［九～四十六　略］	［九～四十六　同上］
四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪	四十七　［同上］
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪	ホ　［同上］
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同上］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪	(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
［(7)～(27)　略］	［(7)～(27)　同上］
［ヘ　略］	［ヘ　同上］
［四十八～五十九　略］	［四十八～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。